

EC 社会 保障 政策 の 現 段 階

岡 伸 一

I はじめに

欧州が今、歴史的転換点にあることはほぼ間違いない。1992年の欧州統合が宣言されて以降、東西ドイツの統合、ソビエトの解体、東欧社会主義国の再建等、目を疑いたいような事件が連続して起こった。むしろ、1992年の欧州統合が、より広く長期的な視野からの欧州統合への端緒となったともいえよう。

社会保障の統合に関しても、もはや12ヵ国間の制度の「調整」や「調和化」だけでなく、よりダイナミックに東欧諸国やその他のスウェーデンやトルコ等の近隣諸国との関係も考慮せざるを得ない状況になってきている。

本稿は、1992年段階における EC 社会保障政策の現状と展望を示すことを目的にする。その際、現状として、近年における2つの大きな出来事として、1989年12月の EC 社会憲章と1991年12月の欧州統合条約の2つを取り上げる。さらに、時期的には両者の間になるが、1991年半ばに出された勧告案も検討しよう。

これらの最新の出来事についても、まだまとまった文献はほとんど見られないが、雑誌等に多数の評論が見受けられる。本稿はそうしたさまざまな論評は別として、公式の法文を紹介し、EC の政策方針を明らかにすることに主眼を置いている。これらの3つの法文の検討を通して、EC 社会保障の現段階の理解が可能となろう。そして、展望に関しては、多少、長期的な視野からも付言していきたい。

II 社会憲章と社会保障

1. 社会 憲 章

社会立法を中心に、その拠りどころとした基本的な原則について社会憲章が作成されることがある。よく比較されるのが、カナダ国内での社会憲章と欧州会議（Council of Europe, ストラスブルク）の社会憲章である。例えば欧州会議の欧州社会憲章は、内容は比較的詳細であり、法的権限はまったくないが、1961年の成立以来、着実に各国で成果を収めたと言われている¹⁾。

これに対して、EC 社会憲章と呼ばれる「労働者の基本的権利に関する共同体憲章」は、現段階での EC の政策の射程を表現するものであり、それ自体極めて短く、比較的抽象的なものとなっている。

1989年12月に成立した「労働者の基本的権利に関する共同体憲章」において、社会保護²⁾について次のような記述をしている³⁾。

「各国で適用されている取り決めに従い、

10. 欧州共同体のすべての労働者は、社会保護に関する権利をもち、地位、雇用されている企業の規模にかかわらず、十分な水準の社会保障給付を享受する。

労働市場に参入、または再参入できずに、生活資力のない者はその状況に応じて十分な生活手段と社会扶助を得なければならない。」

ここで重要なのは、10条の直前に「各国で適用されている取り決めに従い、」という点であり、基本的には EC は各国の社会保障政策には直接関

与しない旧来の立場が強く堅持されていることが確認できる。さらに、ここでは、社会保険の各制度よりはむしろ、社会福祉の一環としての公的扶助が強調されていることも興味深い。

社会保護の項目とは別に、児童と若年者の保護、さらに高齢者、障害者について個別の項目を設けている。これらの各点も社会保障と密接にかかわるものである。

次に、高齢者については次のような記述が見られる。

「各加盟国に適用されている取り決めに従って、

24. 欧州共同体のすべての労働者は、退職時には十分な水準の生活が送れるだけの手段を得なければならない。

25. 退職年齢に達したが、年金受給権がなく、または、他の生活手段がないいかなる者も十分な生活資力と必要に応じた医療・社会扶助を受ける権利をもたなければならない。」

続いて、障害者についても、次のような記述がある。

「26. 障害の原因、性質にかかわらず、すべての障害者は、社会的、職業的参加を促進する一層の具体的援助を受ける権利をもたねばならない。

これらの援助は、特に、受益者の能力に応じて、職業訓練、人間工学、教授可能性、移動性、交通と居住にかかわるものでなければならない。」

これより先のパラグラフ16では、男女平等待遇について規定している。ここでは、男女の機会均等のため、とりわけ雇用、報酬、労働条件、社会保護、教育、職業訓練、昇進における平等待遇の保障のための措置を強化していくことに触れている。男女平等待遇は EC 社会保障の「調和化」の唯一の成功例と言われており、今後も進展していくことが予想される。

さて、憲章は最後に施行方法についても触れている。EC は最終的には、労働者の基本的な社会的権利を保障するための法律や労働協約の成立を目指している。そのためにも、EC 委員会は毎年、

加盟各国と共同体における憲章の進捗状況の報告書を作成し、欧州理事会と欧州議会、さらに社会経済委員会に提出することが定められている。

2. 行動計画

次に、社会憲章を実現するために発表された行動計画を見ていこう。社会保護の項目のはじめに次のような記述がある。

「社会保障制度は加盟国によって本質的に格差がある。それは加盟国に適した歴史・伝統・社会・文化的慣行を反映しており、異論を挟む余地はまったくない。それ故、この分野の制度を調整する可能性はまったくない。」

そして、具体的な提案として次の2つの点を指摘している。ひとつは、社会保護の目的の統合であり、「共同体レベルでの社会保護の目的と政策の統合戦略の促進に関する意見の一致」を勧告している。もうひとつは、社会保護制度における十分な生活手段と社会扶助についての共通基準に関する勧告である。

目的の一致は社会保障全般にかかわる重要なことではあるが、抽象的すぎる。それに対して、最低所得保障を大きく取り上げたことは極めて興味深い点である。つまり、EC の社会保障政策の中心は当面、加盟国を通じての最低保証制度の創設を目標にしていく可能性が強いといえよう。

このほか、児童と若年者の保護、高齢者、障害者についても、それぞれ行動計画が出されているが、やはり具体性に欠けると言わざるを得ない。もうひとつ、社会保障との関連で興味深い計画は、移動の自由に関する行動計画に見られる。移動の自由に関する新たな提案のうちの第5として、補足給付制度が取り上げられ、次のように論じている。

「社会保障の補足的制度において、調整が行われないために労働者の権利が奪われ、加盟国間の労働者の職業的移動の妨げになっている場合がある。特に、一般に社会保護が補足制度に依存している中高年管理職の場合に該当する。補足制度の多様性は国のレベルにおいても、権利の移転を大変複雑なものとしている。(後略)」

ここで、「補足制度」とは極めて曖昧なものであり、国によって何を意味するか異なっている。一般的には、社会保障を補う制度であり、主として労働協約によって成立している制度、もしくは個人的な契約による制度を意味する⁴⁾。フランスのように、この補足制度が極めて重要な役割を果たしている国もある⁵⁾。

こうした、補足制度においても、国境を越えて労働者が移動する場合に不利益を被る可能性があり、各国間の「調整」が必要とされている。ECが補足制度の統合を社会保護の側面からではなく、移動の自由の側面から支持していることは興味深い点である。

3. 評価

この社会憲章の評価については、既に少なからぬコメントが見られるが、欧州社会保障政策の支持者の多くは失望感を示している。社会憲章は共同体の存立に関して何の法的効力をもっていないし、加盟国による批准を目的としていないし、加盟国に何ら拘束を加えていない。したがって、ストラスブルクでの EC 議会の決定は共同体の法的枠組みに何の修正ももたらしていない⁶⁾。さらに、社会保障等については、これまでの基本原則を踏襲し、各加盟国の権限下に置き、ECは何ら直接的な介入を行っていない。

最後に、付言するならば、ここで指摘されている項目は、最低所得保障や高齢者や障害者の保護といった、福祉的な側面ばかりである。つまり、社会保障の大きな柱である社会保険の各制度については、何も具体的に言及していない。

III 社会保障の「収斂化」勧告(案)

EC は前掲の社会憲章、さらにその行動計画において宣言された内容を具体化するための準備作業を進めてきた。社会保障に関しては、行動計画を基にして、2つの勧告案が提示されている。

かねてから、社会保障の統合をめぐる EC がどのような政策をとるべきかささまざまな議論が展開されてきた⁷⁾。1992年を目前に控えた 1991年、

EC はその基本的方向を提示した。以下、2つの EC 理事会勧告案を紹介していこう。ただし、あらかじめ注意すべきことは、両者はあくまで勧告案であり、これが正式に成立するかどうかは別問題である。廃案になる可能性も高く、これまでの経緯を見ても、社会保護関係では一握りの勧告案しか採択されていない。そして、たとえ成立するとしても、普通、大幅に修正されて成立する。

1. 社会福祉の共通基準に関する勧告案

まず、1991年5月13日に EC 委員会によって提出された「社会保護制度における十分な資力と社会扶助に関する共通する基準に関する勧告」の草案⁸⁾の概要を紹介しよう。最初に、勧告案は各国政府が社会的排除に対抗して体系的で包括的な制度の一部として、十分な資力と給付を個人の基本的権利として保障することを認めることを勧告している。

その際、社会保護制度は次の原則に従って運用されるべきとしている。

- ① 必要に応じた個人の基本的権利であること。
- ② 加盟国の領土内のすべての住民に適用されること。
- ③ 特定額の資力に満たないすべての者は能力に応じて、十分な資力をもつ権利を与えられなければならない。
- ④ その権利には時間的制約が課されるべきではない。実際的には期間の制限がされたとしても、更新が認められなければならない。
- ⑤ この扶助制度は一般的社会保障制度の補足でなければならない。
- ⑥ この制度は該当者の社会的・経済的統合の政策を伴わなければならない。つまり、医療、住宅、訓練等のサービスや給付とともに十分な資力が保障されなければならない。

そして最後に、EC 委員会が加盟国と協力して各国の社会保障制度の動向を制度的に情報交換することを促進していくよう求めている。さらに、EC 委員会が EC 理事会、欧州議会、社会経済委員会にこの勧告採択後3年以内に加盟国が提出した情報に基づいた報告書を提出するよう求めている。

る。

一言だけコメントするならば、こうした社会福祉制度の各国に共通な基準は確かに必要なことであり、EC 統合にとっても重要な要素ではあろう。しかし、この内容を如何に実現させるかという政策に関しては、極めて無力としかいいようがない。保護水準の決定という重要性にもかかわらず、実際に EC 委員会が行うよう求められているのは、情報交換と各国の動向に関する報告書の作成のみである。具体性をもった奨励策、拘束力をもった法則、罰則等は何も勧告案に盛り込まれていない。これでは、少なくとも、近い将来においてはあまり期待できるものはないと言わざるを得ない。

2. 社会保障収斂化勧告案

続いて、1991年6月27日、EC 理事会は社会保障の目的と政策の収斂に関する理事会勧告の提案を公表している⁹⁾。いわゆる、「収斂化シナリオ」を EC が採用していることを明らかにしたのである。以下、提案内容を概観していこう。

勧告案は2つの部分に分かれており、最初に各国が目指すべき社会保障の原則を掲げ、続いて、必要に応じて各国が発展させていくべき点を具体的に掲げている。勧告案では、まず、一般的な社会保障の原則として次の点を掲げ各国がその達成に従事しなければならないとしている。

- 最低所得保証
- 医療サービス
- 市民全体のさらなる統合化
- 退職後の所得保証

さらに、社会保障給付については、次の原則が遵守されなければならないとしている。

- 国籍、民族、性、宗教、品性、政治思想等に基づく一切の差別の禁止
- 社会的公平性
- 権利の個人化

続いて、これらの原則（目的）を達成するために具体的にすべきことが各制度ごとに提案されている。ただし、ここでは「必要に応じて」と緩やかな規定になっている。ここで取り上げられているのは、疾病・災害、母性保護、失業、障害、老

齢、家族である。

そして最後に、この目的のために EC 委員会は目的達成の進捗状況について各国の状況を報告書に取りまとめて定期的に提出するように求められている。そして、定期的に、加盟国と社会保護政策に関する審議会を組織することも求められている。

ここでも若干のコメントを加えたい。この EC のいわゆる「収斂化案」は、少なくとも社会保障の領域での欧州レベルの統合を支持する専門家にとっては、大きな失望と落胆を招いた。もちろん、統合に反対し、国民にとって最善の社会保護は国の行うもの以外にないという主張を繰り返し、欧州統合に反対してきた論者も存在した¹⁰⁾。しかし、大多数の専門家は社会保障の欧州統合に何らかの期待を抱いていたに違いない。

各国の社会保障、特に欧州では類似した社会環境から、長期にわたって、これまで収斂化してきた。EC がこれに直接介入するのではなく、各国の自発的な努力によって制度の収斂化を促進しようというのである。専門家が抱いていたシナリオのうち最悪のシナリオを EC 委員会が選択したのである。

EC はこれまで、さまざまな概念を提示してきた。「収斂化」は確かに重要ではあるが、それは「統一」「統合」「調和化」「調整」よりさらに緩やかな概念であり、EC としてもかなりの妥協の産物であろう。そこでは、EC によるイニシアティブが極めて弱いと言えよう¹¹⁾。

IV マーストレヒト会議と社会保障

1. マーストレヒト条約

1991年12月のマーストレヒト・サミットは EC の歴史の上でひとつの転換点になることは間違いない。本稿執筆の时期的制約からまだ本格的な論評は見られないが、早くも雑誌等で専門家のコメントが見られる。欧州統合条約については、分野によって評価がかなり異なる¹²⁾。政治統合や通貨統一等については、やはり成功であり、前進であると受け止められているようだ。詳しくは本誌の

他の執筆者に譲る。

政治的統一に関するマーストレヒト条約では、12ヵ国が欧州連合を創設することで合意した。そこでは、かつてないほど接近した「欧州連合(European Union)」を主張している¹³⁾。欧州連合の目的としては、5つを掲げている。その第1に、均衡のとれた経済的・社会的発展を挙げている。さらに、第3の目的として、次のように述べている。

「『欧州連合市民』の概念を導入することで加盟国の国民の権利と利害の保護をさらに強化すること。」

非常に抽象的ではあるが、この「欧州市民」の概念は社会保障の展開にも影響すると思われる。これまでのECは明らかに経済的な組織であり、このことが、社会的側面の発展にとっても厚い壁になっていた¹⁴⁾。より具体的にいえば、労働者の権利は認められたが市民の権利は阻害されてきた。

ECの社会的側面が1992年の計画とともに関心を集め、マーストレヒト条約に具体化されたものが、この欧州市民の概念であろう。ECは企業家や政治家や官僚のものではなく、欧州市民のものでなくてはならない、という主張が近年繰り返されてきた¹⁵⁾。

2. 社会政策に関するマーストレヒト合意

いわゆる、マーストレヒト条約と別に社会政策に関する議定書が出された。上述の1989年12月のEC社会憲章の成立以来、ECとイギリスを除く加盟国は社会政策の進展に積極的であった。

一般に、マーストレヒト・サミットでは、社会的側面については、成果は低調であったと言われている¹⁶⁾。むしろ、後退であったという厳しい論者も見られる。ここでは、同条約のなかでも社会保障に関連する部分に焦点を当てて論じていく。

マーストレヒト・サミットはECの社会的統合にとっても極めて大きな事件であるといえる第1の理由は、これまで、EC社会政策の法的根拠となっていたローマ条約のほかに、新たに別の法的根拠が導入されたためである。

他方、欧州議会の権限の拡大も社会政策に影響

を及ぼしうることは確かである。欧州議会は、これまで権限が小さいため比較的軽視される傾向があった。マーストレヒトでの条約によって、欧州議会は14の領域において欧州理事会と共同して法律を決定する権限が与えられた。社会保障はこのなかに含まれていないが、教育、職業訓練、健康等の社会的分野は、共同体が積極的に介入できる領域とされている¹⁷⁾。

イギリスの批准を得られなかったが、特定多数決の原則が導入され、11ヵ国合意に基づいて共同体は社会政策においても新たな展開が可能となった。ここで、11ヵ国合意のなかで、社会保障に関連する部分を中心に、検討を加えていこう¹⁸⁾。

まず、11ヵ国合意の第1条はその目的として次の6点を掲げている。雇用の促進、生活労働条件の改善、適切な社会保護、労使対話、高い雇用水準および失業対策としての人的資源の開発、そして排除への挑戦。

続いて、第2条では、共同体の任務として次の5分野における加盟国の行動の支援や補完を挙げている。

- 一労働者の安全衛生
- 一労働条件
- 一労働者の情報協議
- 一男女機会均等
- 一障害者の労働参加

ここで、各項目につき理事会が特定多数決で採択できるとしているが、次の領域については従来通り全会一致の原則に従うとしている。

- 一社会保障、社会保護
- 一雇用契約終了者の保護
- 一労使の代表権、利益の集团的保護
- 一第三国国民の雇用条件
- 一雇用促進等への財政支出

ここで明らかなように、社会保障は特定多数決の対象から除外され、従来のままになっている。ただし、男女機会均等や障害者の労働参加については、ある程度、社会保障と関連してくるであろう。

11ヵ国合意の特徴は、第1にECの社会政策に関する権限が若干拡大されたこと、第2に特定多

数決主義が導入されたこと、そして第3に欧州レベルの労働協約の締結を明確化したことであろう。これらの各点は、従来から議論されてきたことであり、EC 社会憲章にも盛り込まれている内容に沿うものであるが、内容は幾分妥協しているところがある。しかしながら、ここにおいても、社会保障については、ほとんど前進は見られなかった。

3. 年金制度に関する議定書

社会政策に関する議定書とは別に、マーストレヒト・サミットでは EC 設立条約119条に関する議定書（通称、「年金議定書」）が調印されている。その内容は極めて簡潔で、EC 設立条約119条においては、その趣旨から、職域レベルの社会保障制度を1990年5月17日以前の雇用期間に権利を生じた場合、報酬とみなさないことを確認している¹⁹⁾。

この議定書は1990年の欧州裁判所の判決に対処して結ばれたものである。既に有名になっているが、職域年金制度が男女間で支給年齢や支給条件が異なるのは EC 法に違反するもので、この EC 設立条約 119 条から「職域年金制度は男女間で平等な年金支給年齢と給付を定めなければならない」との判決が下された²⁰⁾。

実際、多くの国で年金年齢や給付内容において男女間の差別や格差が現存しており、社会保障の男女平等待遇の原則は十分に守られていない。この議定書では、単に、職域年金制度をその適用範囲から除外したにすぎない。しかも、厳密には、1990年以降の職域年金の差別待遇についてはどう処理されるのか、不明確である。近い将来、再度、整理された規定が登場することになるであろう。

いずれにせよ、年金年齢等の男女間の同一条件の実現は、極めて影響力の大きいことである。制度を運営している基金にとっては大きな不安材料である。また、別の側面ではあるが、各種公的、私的金融機関は EC 統合に際して年金基金の統合化に対して積極的であり、年金基金に関する EC の提案が待ち望まれている²¹⁾。

4. 若干の評価

マーストレヒト・サミットは EC をより複雑な組織にしてしまった。法律家は、同条約によって、EC は「法律の怪物 (Legal Monster)」になったと評している²²⁾。つまり、重すぎて、複雑すぎて、操作不能という意味である。社会政策に関しては、成果がほとんどなく、ただ法的手続きの複雑化だけ残れば、やはり後退したとの評も仕方ない。

マーストレヒトの成果は21世紀の EC への基礎固めをしたことにあり、政治的・経済的な統合体 (Union) を強く打ち出した。その具体的な要素として、通貨統合と欧州市民主義があるが、通貨統合が極めて確実な政策を打ち出しているのに対し、欧州市民権の確立については抽象的であり、しかも進んでいるとは思われない。その意味では、マーストレヒトの挑戦は極めて重要な一歩ではあったが、その方向性は明らかではない²³⁾。

V 総括と展望

1. 短・中期的展望

一連の EC 統合に向けての重要な出来事を見ていくと、社会保障は常に行動の範囲外にあったことが確認できる。つまり社会保障に関しては、EC は結局各国の自治に委ねる立場を終始貫いている。この立場は、近い将来も堅持されるであろう。

EC 社会保障政策の将来を考える場合、まず、EC 社会憲章とその行動計画を無視するわけにはいかない。マーストレヒトの11ヵ国合意もこれに沿った形で展開されている。したがって、近い将来はこの基本計画の実現に向けて政策展開されるだろう。

繰り返すが、その社会憲章や行動計画では社会保障は基本的には各国の自治に委ねられ、EC としての決定も満場一致の原則を踏襲している。つまり、当面、EC 自体も社会保障に関しては、積極的な統合政策は不可能と考えているのであろう。

そこで登場するのが「収斂化」政策である。この政策は日本の労働行政のように直接的な介入はせず、加盟国の自助努力を期待しつつ各国を誘導、

案内していくものである。戦後、各国の社会保障制度は欧州ではほぼ同じような推移を示しており、各国間で制度がさらに収斂化していると言われる。つまり、EC の政策如何にかかわらず、基本的に収斂化しているのである²⁴⁾。このように、EC 自体が明らかにしている行動計画と「収斂化」政策(案)から考慮して、近い将来の EC 社会保障を展望した場合、何も大きく期待できるものはない。

2. 長期的展望

さて、視点を変えてダイナミックに長期的な展望に触れてみたい。第1に、EC 社会政策に大きな影響を及ぼすこと間違いなことは、東欧諸国の動きである。既に、東欧諸国からの労働移動は始まっており、まったく異なる社会保護制度をもった国出身者の社会保障制度の「調整」や「調和化」は極めて困難であることは必至である。

既に、EC は東欧援助のためさまざまな政策を展開してきている。マーストレヒト政治条約も東欧への協力や連帯について言明している。他方、周知のとおり、トルコやスウェーデンはじめ近隣諸国が EC への加盟を望んでいることが表明されているし、東欧諸国も同様である。政府レベルの加盟如何にかかわらず、労働移動は実際に始まっている。より広い範囲で、より大量の労働者や市民の移動が始まれば、各国へのさまざまな影響が予想されるし、社会保障の「調整」等についても大きな問題となろう。

「欧州市民権」の具体的な形はまだ成立していないが、市民の側面が強調されたことは、有意義なことであろう。EC の社会保障法はこれまで、移動する「労働者」の権利の保護の一環として法制化を見てきた。その過程では、「労働者」ではなく、「人」の権利の保護の必要が訴えられた²⁵⁾が、EC 社会憲章でも「労働者」が採用されている。マーストレヒトで「欧州市民」が宣言されたことは、今後に期待を抱かせるものである。

3. 結びに代えて

最後に、結論に代えて、いくつかの論点を指摘して小稿を閉じたい。第1に、さまざまなところ

でさまざまなテーマに関する議論を聞いていると、ひとつの基本的矛盾に出合う。あるときは欧州レベルでの「社会的連帯」が主張される。「連帯」とはまさに、欧州の社会保障制度を構築してきた基本的理念である。EC の社会政策の統合に際しても、「連帯」はキーワードになっている。ところが、別のところでは、各国の「主権」や「自治」が尊重されねばならない。「連帯」と「主権」の概念は統一不可能であろう。EC 社会保障政策の展開はこの両者の矛盾によって前進が妨げられていると言えよう。「連帯」を進めるためには、「主権」はしばしば邪魔なものになる。

第2に、しかしながら、より積極的な展開が期待できる領域も残されている。最も期待が大きいのは、EC レベルでの最低所得保証を制度化することである。つまり、EC 域内をどの国へ移動しても最低の所得が保証されるようにすることは、12ヵ国すべての国にとって好ましいことであろう。

満場一致の原則から考えても、EC の政策が成立する基本条件は各国に共通する利害関係である。特定国にのみ利益をもたらす、ある国に不利益をもたらすいかなる政策も成立することはないであろう。その点、欧州が等しく高齢化していることから高齢者対策は進展する可能性が高いといえよう。障害者対策も同様である。これに対して、社会保険各制度は職業組織や賃金水準等と密接にかかわるため、統合は極めて困難といえよう。

第3に、かつてより日本の政治に関しても言われてきた「総論賛成、各論反対」という表現が、まさに、EC 社会保障政策に当てはまる。つまり、政治的な宣言とも思える部分では、マーストレヒト・サミットで政治的、経済的「連合 (Union)」という言葉が使われているが、具体的な社会保障政策では「収斂 (Convergence)」という弱い言葉が使われている。

EC は極めて政治的な運動体である。EC 自体は当然ながら、拡張主義をもっており、権限の獲得を狙っている。一般の信頼と人気を得るために、魅力的な表現を使っているが少なくとも社会保障に関しては、内容では多くの場合、曖昧かつ貧弱である。

注

- 1) Jaspers, T. and Betten, L., "25 Years European Social Charter," Kluwer, Deventer, 1988.
- 2) 「社会保護」は社会保障より広い概念であるように思われるが、一般に、社会保障とほぼ同義と解釈されているようである。
- 3) EC 社会憲章と行動計画等については、Europe Social, 1/90, より引用した。
- 4) イギリスでは「補足給付」とは、生活保護制度を意味する。
- 5) フランスでは、例えば、失業保険は法定の制度は存在せず、労働協約に基づいた補足制度の一環として運営されている。年金においても、公的年金は低い水準に抑えられ、補足年金が強制適用の上、支給水準が高くなっている。
- 6) Pettiti, Christophe, "La Charte communautaire des droits sociaux fondamentaux des travailleurs: un progrès?" *Droit Social*, N°4, 1990, p. 387.
- 7) 拙稿「1993年以降の EC 社会保障のシナリオ」『海外労働情勢月報』1991年1月号, 労働省, 10-24頁, 参照。
- 8) *Official Journal of the European Communities*, 22.6.1991.
- 9) *Official Journal of the European Communities*, 25.7.1991.
- 10) その良き例はデレーク教授である。Deleeck, Herman, "La sécurité sociale face à l'Europe de 1992," *Droit Social*, N°2, 1991, pp. 166-176.
- 11) 収斂化については次を参照。Chassard, Yves, "Pour une convergence des politiques des Etats membres de la Communauté dans le domaine de la protection sociale," *Droit Social*, N°2, 1990, pp. 157-165.
- 12) サミットのさまざまな側面を示すものとして、次を参照。Maillet, Pierre, "Le double visage de Maastricht: achèvement et nouveau départ," *Revue du Marche Commune*, N° 356, 1992, pp. 209-219.
- 13) 当初のネーミングは、「欧州連邦 (European Federation)」であったが、連邦制は実際にブリュッセルへの官僚的中央集権を意味するニュアンスが強く、イギリスが強く反発したため、「欧州連合」になったといわれる。
- 14) アダムス, 岡伸一「EC 統合と社会保障」『大分大学経済論集』第42巻, 第5号, 1991年1月, 参照。
- 15) Stephanou, C.A., "Identité et citoyenneté européennes," *Revue du Marche Commune*, N°343, 1991, pp. 30-39.
- 16) 社会政策における意義については次を参照。Weiss, Manfred, "The Significance of Maastricht for European Community Social Policy," *The International Journal of Comparative Labour Law and Industrial Relations*, Vol. 8, Issue. 1, 1992, Spring.

- 17) Reich, Charles, "Le traité sur l'union européenne et le parlement européen," *Revue du Marche Commune*, N° 354, 1992, p. 287.
- 18) 社会政策に関するマーストレヒト合意に関する法文は、次から引用した。*The International Journal of Comparative Labour Law and Industrial Relations*, Vol. 8, Issue. 1, 1992, pp. 58-67.
- 19) *European Industrial Relations Review*, No. 216, 1992, p. 3.
- 20) *European Industrial Relations Review*, No. 198, 1990, p. 20.
- 21) *EC Bulletin*, Issue No. 94, 1991, p. 7.
- 22) Blanpain, Roger, "Labour Law and Industrial Relations of the European Union: Maastricht and beyond from community to Union," Leuven, 1992, p. 30.
- 23) Van Themaat, P. Ver Loren, "Les défis de Maastricht: une nouvelle étape importante, mais vers quels horizons?" *Revue du Marche Commune*, N° 356, 1992, pp. 203-208.
- 24) この点の議論については、次を参照。Deleeck, Herman (ed.), "Avenir de sécurité sociale en Europe," Economica, Paris, 1988.
- 25) この点についても、前掲のアダムスとの共稿を参照されたい。

参考文献

- [1] Blanpain, Roger, "Labour Law and Industrial Relations of the European Union: Maastricht and beyond from community to Union," Leuven, 1992 (to be published).
- [2] Blumann, Claude, "L'Europe des citoyens," *Revue du Marche Commune*, N°346, 1991, pp. 283-292.
- [3] Chassard, Yves, "Pour une convergence des politiques des Etats membres de la Communauté dans le domaine de la protection sociale," *Droit Social*, N°2, 1990, pp. 157-165.
- [4] Deleeck, Herman, "La sécurité sociale face à l'Europe de 1992," *Droit Social*, N°2, 1991, pp. 166-176.
- [5] Micklewright, John, "The reform of unemployment compensation, choice for East and West," *European Economic Review*, Vol. 35, No. 2-3, 1991, pp. 419-429.
- [6] Maillet, Pierre, "Le double visage de Maastricht: achèvement et nouveau départ," *Revue du Marche Commune*, N°356, 1992, pp. 209-219.
- [7] Pettiti, Christophe, "La Charte communautaire des droits sociaux fondamentaux des travailleurs: un progrès?" *Droit Social*, N°4, 1990, pp. 387-389.
- [8] Reich, Charles, "Le traité sur l'union européenne et le parlement européen," *Revue du Marche Commune*, N° 354, 1992, pp. 287-292.

- [9] Stephanou, C. A., "Identité et citoyenneté européennes," *Revue du Marche Commune*, N°343, 1991, pp. 30-39.
- [10] Van Themaat, P. Ver Loren, "Les défis de Maastricht : une nouvelle étape importante, mais vers quels horizons ?" *Revue du Marche Commune*, N°356, 1992, pp. 203-208.
- [11] Vogel-Polsky, Eliane, "Quel futur pour l'Europe sociale apres le sommet de Strasbourg ?" *Droit Social*, N°2, 1990, pp. 219-227.
- [12] Weiss, Manfred, "The Significance of Maastricht for European Community Social Policy," *The International Journal of Comparative Labour Law and Industrial Relations*, Vol. 8, Issue. 1, 1992, Spring.
- [13] アダムスと共稿「EC 統合と社会保障」『大分大学経済論集』第42巻, 第5号, 1991年1月。
- [14] 拙稿「1993年以降の EC 社会保障のシナリオ」『海外労働情勢月報』1991年1月号, 労働省。
- [15] 拙稿「EC 統合における社会保障関連領域」『海外社会保障情報』No. 98, 1992年春号, 社会保障研究所。
- (おか・しんいち 大分大学助教授, 現在はルーヴァン大学客員教授)